

金沢もりづくりベース東浅川条例施行規則及び金沢もりづくりベース東浅川の使用料の減免に関する審査基準の制定（案）の概要

1 金沢もりづくりベース東浅川条例施行規則の制定

(1) 制定の趣旨

本市では、金沢市森づくり条例第1条に規定する森づくり（森林を育て、森林に親しみ、及び森林の恵みである木を活かすこと。）に関する活動の拠点となる場として利用に供することにより、広く市民が森林との関係を育む機会を創出するとともに、自発的な森づくりに関する活動を促進し、もって協働による森づくりの推進に資するため、金沢もりづくりベース東浅川（以下「もりづくりベース」といいます。）を設置することとし、「金沢もりづくりベース東浅川条例」（以下「条例」といいます。）を令和8年3月4日に公布し、規則で定める日から施行することとしています。

条例の制定に伴い、金沢もりづくりベース東浅川条例施行規則を制定し、もりづくりベースの使用の申請、入所の制限等必要な事項を定めます。

(2) 制定の内容

① もりづくりベースの使用の申請（条例第9条関係）

使用の申請、受付期間、使用の承認、予約システムによる使用の申請等について定めます。

② 使用料の減免（条例第13条関係）

使用料の減免を受けようとする場合の申請書の様式を定めます。

③ 入所の制限

所長は、風紀を乱す者などに対して、入所を拒否し、又は退所を命ずることができることとします。

④ 入所者の遵守事項

もりづくりベースへの入所に当たっては、許可を受けないで寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他営利行為をしないことなど、入所者の遵守事項について定めます。

2 金沢もりづくりベース東浅川の使用料の減免に関する審査基準の制定

(1) 目的

条例第13条に規定する使用料の減免の対象及び額を定めます。

(2) 使用料の減免に関する審査基準（案）について（条例第13条関係）

次の場合には、使用料の全額を免除することとします。

- ① 町会その他の地域団体が防災訓練に利用する場合
- ② 金沢市又は金沢市教育委員会が主催する事業に使用する場合

3 施行期日

1・2とも、条例の施行の日（令和8年10月を予定）から施行します。

《参考》金沢もりづくりベース東浅川の概要

(1) 施設の概要

① 位置

金沢市浅川町イ140番地1

② 施設

木工室、調理室、会議室、大集会室、活動広場、木育ルーム

(2) 主な事業

- ・森づくりに関する活動を促進するための事業の企画及び実施に関すること。
- ・森づくりに関する活動に係る人材の育成を図るための研修会、講座等の開催に関すること。
- ・森づくりに関する情報の提供及び相談に関すること。
- ・もりづくりベースの施設及び設備の提供に関すること。

(3) 施設の使用

① 開所時間 午前9時から午後7時まで

（ただし、木育ルームは午前9時から午後5時まで）

② 休所日 火曜日（祝日の場合は、直後の平日）及び12月29日から1月3日まで

(4) もりづくりベースの使用料

条例別表に定める額。ただし、小学校就学の始期に達するまでの者が木育ルームを使用する場合の使用料は無料とします。